

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町萱本地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 23 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 担い手が十分に確保されているため、当面はそれぞれの経営体により農地を適切に管理していくこととするが、出し手が現れた際には、認定農業者等への集積を進めながら、持続可能な集落営農を確立していく。
- ・ 施設園芸（きゅうり、アスパラガス）ソバ、加工などの複合経営により、農地の有効利活用と農業所得の向上を図っていくとともに、ソバ打ち技術や伝統行事の継承にも取り組み、活力ある集落を維持していく。